



人材確保等支援助成金 (介護福祉機器助成コース)

介護事業主が、介護労働者の離職率の低下に取り組むため、
介護福祉機器の導入をした場合に、経費の一部が助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 介護サービス（※1）の業務を行う事業主であること（兼業可）
2. 導入・運用計画を作成し、都道府県労働局の認定を受けること
3. 2. の計画に基づき介護福祉機器（※2）を導入し、介護労働者の雇用管理改善に努めること
4. 雇用管理責任者（※3）を選任し、選任者を社内周知していること
5. 離職率（※4）を下表に掲げる目標値以上に低下させること

対象事業所における雇用保険 一般被保険者の人数区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率（目標値）	15%	10%	7%	5%	3%

- ※1 以下のいずれかに該当するサービス等をいいます
訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、
介護保険施設サービス、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、障害福祉サービス、障害児通所施設で行われる
介護サービス、移送、要介護者への食事の提供など（他の事業との兼業可）
- ※2 移動・昇降用リフト（立位補助機、非装着型移乗介助機器を含む）、
装着型移乗介助機器、体位変換機器、特殊浴槽など、1品10万円以上のもの
介護福祉機器の設置に係る費用（工事費等）は支給対象に含みません
- ※3 雇用管理改善への取組、労働者からの相談への対応、
労働者の雇用管理改善等に関する管理業務を担当する者をいいます
- ※4 各目標値以上に低下させた結果、離職率が30%以下となっていること

受給内容

【目標達成助成】

支給対象費用の合計額（税込）の**20%**（賃金要件を満たした場合：**35%**）

※**上限150万円**

※支給対象該当費用は下記①から③

- ① 利子（費用を分割して支払う場合に限る。）
- ② 保守契約費
- ③ 機器の使用を徹底させるための研修費

取り扱い機関

都道府県労働局・公共職業安定所